No.229-1 3/15/15



~自主·自立、共働·共助~ 令和6年11月発行

公益社団法人豊田市シルバー人材センター

スキップとよた(女性部会) 寄せ植え作りを楽しみましょう♪

お正月に向けて、みんなで楽しく寄せ植えを作りませんか? 花はうすのお花(葉牡丹、パンジーなど)を使う予定です。 作った後に、お茶を飲みながらおしゃべりしましょう♪

日 時:12月16日(月)午後1時~2時30分

(受付:午後0時50分~)

場 所:ふれあいの家 集会室

参加費:1,000円(花苗約5本、土、肥料、植木鉢代)

定 員:先着16人(会員ならどなたでも) 持ち物:園芸用手袋、スコップ、エプロン

申込み:本所へ電話(☎31-1007、担当:黒川、水野)



※写真はイメージです 直径約20cmの鉢を用意します

大人のための「筆ペン講座」:年賀状編 を開催します!

まだ間に合う!大切な人に送る年賀状を、自分で書いてみませんか?

賞状書きなど筆耕で活躍している会員が講師となり、美しい字の基本的な書き方を伝授します。

日 時:11月27日(水)、12月5日(木)の午後1時30分~3時

(参加は、両日でも、どちらか片方の日程でも OK です)

場 所:ふれあいの家 集会室

参加費:1回100円(練習用の紙代として)

定 員:各回10名(先着順、会員ならどなたでも)

持ち物:筆ペン、ボールペン、小筆 のうち使いたい筆記具

(練習用の紙はこちらで用意します。清書用の八ガキなどはご持参ください)

申込み:本所へ電話(☎31-1007)

県シルバー事業推進大会で会員さんが表彰されました!

10月29日(火)「令和6年度 愛知県シルバー人材センター事業推進交流大会」(岡谷鋼機名古屋公会堂)において、当センター会員さんが表彰されました。当日は、代表で5名の会員さんが会場参加しました。皆様、おめでとうございます!!

受賞された皆様(敬称略)

愛知県知事賞状 長寿会員	金岡英太郎
愛知県知事賞状 模範会員	南野雅彦·水野浩
愛知県シルバー人材センター連合会会長表彰 模範会員	山本桂子・今井悦朗・酒井美智代・松井晃・吉田道和 中野六都男・伊藤清春・浜渦隆行

お褒め・感謝のお言葉

【稲武地区ふれあいまつり実行委員会 委員長 様】(活きいき感謝祭in稲武 出店班)

過日の「稲武地区ふれあいまつり」に出店、ご協力いただきありがとうございました。

当日は天候にも恵まれ、無事開催することができました。今後とも宜しくお願いいたします。

【家事援助サービス利用のお客様】

仕事が早く、きれいにやってくださるのでいつも助かっています。

【寿町草刈依頼のお客様】(草刈 安松班)

本当に丁寧に、びっくりするほど綺麗にしてもらって感謝いたします。

【豊田市立前山小学校様 草刈依頼】(草刈 宇野班)

忙しい中、早々に作業をしていただいてありがとうございました。綺麗になって、職員や 子供たち、父母の会も喜んでおります。

11月・12月のイベント♪ イベント 日にち 場所 時間 内容 11/20(水) 午前 10 時 ふれあいの家 廿日市 刃物研ぎ ~正午 (本所) たい焼き・みたらし・五平餅販売 午前 10 時 刃物研ぎ 廿日市 12/20(金) ふれあいの家 ~正午 (本所) たい焼き・みたらし・五平餅販売

会員数及び事故発生状況

●会員数及び事故発生状況 【※10月31日現在 ())内は昨年同時期】

会員数	1,989名	(2,030名)	事故件数	11 件	(24件)
男性	1,347名	(1,365名)	傷害事故	4件	(12件)
女性	642 名	(665名)	賠償事故	7件	(12件)

● 10月中の事故

発生日、職群等	内容
10月15日(火)	藤岡体育センター周辺藤岡支所管理地の草刈作業中、近隣住民宅の
草刈班	ワゴン車の左側中央のガラスに飛び石が当たり、破損させた。

10月就業分の 配分金等振込日

配分金:11月29日(金) 派遣賃金:11月25日(月)

土日祝日などに就業に関する事故等が発生した場合は、以下へご連絡ください(午前8時30分~午後5時)

No.229-2 3/15/15



~自主·自立、共働·共助~ 令和6年11月発行

公益社団法人豊田市シルバー人材センター

「シルバーとよた84号」表紙写真を募集します

シルバーとよた84号(令和7年2月発行予定)の表紙になる写真を募集します!

皆さんがお持ちの写真をお寄せください!!

テ - マ:「正月」「1月」「2月」(人物・風景などは問いません)

注意事項:・個人情報(氏名・住所等)が特定できる写真は応募できません。

・過去に会員自身が撮影したオリジナル画像をお願いします。

※インターネットから取得した画像・他人が撮影した写真は使用できません。

締め切り:令和6年12月17日(火)

提出方法:画像データを本所へ直接お持ちいただくかメールにてお送りください

E-mail: toyota@sic.ne.jp

※提出いただきましたデータは、本件以外に使用しません。

※データの返却はしませんので、あらかじめご承知おきください。

自転車運転中の罰則が強化されました!

11月1日からの道路交通法改正により、自転車運転中の罰則が強化されましたので、注意ください。

〇自転車の運転中における**携帯電話使用**等について

- ・主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

○自転車の酒気帯び運転について

・運転者、車両提供者:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

· 同乗者、酒類提供者: **2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

愛知県では、『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』により、**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられています**。また、同条例により、**ヘルメットの着用も努力義務とされており、事**故発生時の保険適用や過失割合等に影響する場合があります。

ルールを守って、正しく安全に自転車を利用しましょう!